

変動金利定期預金 [単利型]

平成25年 1月 1日現在

商品名	変動金利定期預金 [単利型]
販売対象	・法人、個人
期間	・定型方式…1年、2年、3年 ・満期日指定方式…1年超3年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預け入れ ・1,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法	・変動金利 ・預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6か月毎に当金庫が預入の際に提示する利率変更方法により適用利率を変更します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率（利率を変更したときは変更後の利率）×70%）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	・個人のお客様は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます） ・法人のお客様は、総合課税となります。
手数料	—————
付加できる特約事項	・マル優の対象商品です。 ・個人のお客様は、自動継続扱いに限り「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および別表の預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および別表の預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息の合計額（中途解約利息）とともに支払います。 なお、中間利払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置・紛争解決措置の概要については、別紙「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をご覧ください。
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金であり、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）

変動金利定期預金〔単利型〕 中途解約利率一覧

約定期間 預入期間	1年以上3年未満	3年
6か月未満	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率 × 50%	約定利率 × 40%
1年以上1年6か月未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 50%
1年6か月以上2年未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 60%
2年以上2年6か月未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 70%
2年6か月以上3年未満	約定利率 × 70%	約定利率 × 90%

預-10

広告等承認24-33号